

## 平成20年度第2回いわき市廃棄物減量等推進審議会議事録

日 時	平成20年11月27日（金） 14時00分～15時30分
開 催 場 所	いわき市役所本庁舎 3階 第3会議室
出 席 委 員	大川会長、石川委員、岡田委員、神崎委員、佐藤委員、鈴木（正）委員、鈴木（司）委員、長沼委員、原田委員、広木委員、山野辺委員、和田委員、藁谷委員
事 務 局	生活環境部 環境整備課 吉田浩部長、吉田寿課長、澤田主幹、遠藤リサイクル係長、園部主査、高木事務主任、草野事務主任、中野主事、坂本技査
議 題	1 平成20年度第1回いわき市廃棄物減量等推進審議会議事録（案）について 2 議事 (1) 平成19年度ごみ処理原価について（報告） (2) ごみの分け方出し方ハンドブック（原案）について (3) その他
配 布 資 料	① 平成20年度第1回いわき市廃棄物減量等推進審議会議事録（案） ② 資料1 平成19年度ごみ処理原価について ③ 資料2-1 家庭ごみの分け方出し方ハンドブックの作成について ④ 資料2-2 家庭ごみの分け方出し方ハンドブック（原案） ⑤ 資料3 「いわき市におけるレジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」締結について

### 主 な 審 議 内 容

#### 【会議の成立等について】

##### (1) 会議の成立

事務局から、「委員18名中13名の出席があり、いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第31条第2項の規定による過半数を満たしており、会議が成立していること」が報告された。

##### (2) 審議の公開

公開による審議について、委員から承認された。

##### (3) 議事録の記述形式

議事録の記述形式については、「要点記述方式」によることが承認された。

#### 【前回議事録承認】

事務局から提出のあった「平成20年度第1回いわき市廃棄物減量等推進審議会議事録（案）」について、原案どおり承認された。

## 【今回の協議事項】

### (1) 平成 19 年度ごみ処理原価について

リサイクル係園部主査から資料 1 について説明があった後、質疑応答となった。

#### ○ 石川委員

ごみ排出量は事業系一般廃棄物も含んでいるのか。

#### ○ 園部主査

南北清掃センターやクリンピーの家などに搬入されるトータルのごみの量であり、事業系一般廃棄物も含まれている。

#### ○ 石川委員

事業系一般廃棄物も含まれているとすれば、これを人口で割った 1 人あたりの原価というのものはしとしては粗いのではないか。事業系ごみに対して家庭系ごみの減量は進んでいる印象があり、市民が減量に一生懸命取り組んでいるということがわかるような評価も必要だと思う。

#### ○ 園部主査

資料はごみ処理原価について大きな流れの説明を意図しており、いわき市を全体として捉えた指標を用いている。また、市民生活と事業活動の関連がまったくないとは言えず、ものさしにはなっていると思う。

#### ○ 大川会長

本日は大きな流れの説明ということなのでこれでよいのではないか。いずれ広報するときなどに工夫をお願いしたい。

#### ○ 和田委員

ごみの減量は進んでいると思うが、燃えるごみの中には、まだリサイクルできるものが含まれていると思う。どのぐらい含まれているのか。

#### ○ 遠藤係長

収集ごみの組成調査を行った結果によると、紙類やペットボトル、リサイクルするプラスチックなどが含まれている。また、現在削減に向けた取り組みを進めているレジ袋についても含まれているところである。

#### ○ 園部主査

組成調査は毎年度実施しており、昨年度の結果については、前々回の審議会で報告させていただいた。詳細はそちらの資料をご確認いただければと思う。また、今年度の調査については、年度末の審議会で結果を報告したいと考えているのでご了解いただきたい。

#### ○ 大川会長

資源ごみのリサイクルについては、経産省や環境省、市の政策などいろいろあるが、いわき市は経産省がモデルとして考えるぐらい進んでいる。古着の回収リサイクル、割り箸の回収、食料の残渣のバイオ化など、様々なプロジェクトが進行中であり、もう少しすると数字的な成果が出てくるのではないかと思う。

○ 大川会長

1人あたりの原価が下がっているのは努力の結果と理解したが、1トンあたりの原価がやや増えている。注釈で「事業系古紙搬入規制等の減量施策により云々」とあるが、これについて説明願いたい。

○ 園部主査

1トンあたりの原価は、原価をごみ量で割ったものだが、それぞれの動きぐあいでは数値が変わってくる。この場合、原価合計は下がっているが、ごみ排出量がそれ以上の勢いで下がっているため、1トンあたりの原価は上昇する結果となったものである。

○ 大川会長

各年度の原価の内訳で、その他減価償却費等とあるが、その他と減価償却費に分けた方がよいのでは。

○ 園部主査

ほとんどが減価償却費ということでまとめさせていただいた。

○ 大川会長

平成17年度から19年度までを見ると、人件費は横ばい、物件費は年々抑制、維持補修費は横ばいということで、努力していると感じた。

減価償却費は平成17年度に対して、18・19年度とかなり下がっているが、平成20年度の見込みはどうか。

○ 園部主査

今年度は大規模な工事を行っていないため、横ばいか下がるものと思われる。なお計算方式は定額法である。

(2) ごみの分け方出し方ハンドブック（原案）について

リサイクル係草野事務主任から資料2-1、資料2-2について説明があった後、質疑応答となった。

○ 藁谷委員

周囲の人に聞いてみると、固定観念にとらわれやすいところがある。例えば、栄養剤のびんを燃えないごみではなくびん類に出してしまったり、クリーニングの袋を燃えるごみではなくリサイクルするプラスチックに出してしまったり、金属製のふたやキャップを燃えないごみではなく金属類に出してしまったりといった点である。

今回大きく変わったところ、例えばホーローなべの取り扱いと併せて、印をつけるなど見やすくしたほうがよいのではないかと感じた。

○ 大川会長

いっそのこと、間違いやすいところをまとめたページを作ってみてはどうか。

○ 岡田委員

取扱説明書でも、だいたいそこを見ればわかるという「よくある質問」がある。

○ 和田委員

私の地区では、缶とびんをひとつの袋にまとめて出してしまったり、違う収集日に出してしまったりするという間違いの例がある。

○ 大川会長

予算やページ数の関係もあると思うが、「よくある質問」にまとめれば、パッと見てわかるのではないかと。

○ 岡田委員

他にも、後ろの一覧には書いてあるのだが、「缶詰のふたはかんだから、かん類・ペットボトルでよいのか」と聞かれることがよくある。

○ 藁谷委員

これまで皆さんから出たようなことは多くの方が間違えやすいのではないかと。何か工夫できないかと思う。

○ 吉田課長

非常に建設的なご意見をいただいた。先ほど会長からも話があったが、予算やページ数の制約があり、この場で出来るかどうかの約束はできないが、毎年発行するものではないので極力取り入れる方向で検討していきたい。

○ 大川会長

細かすぎる部分は削除して、「よくある質問」を入れたほうがよいと思う。決議ではないがよろしく願いたい。

○ 石川委員

業者側からの意見として、燃えないごみの出し方の注意に「スプレーかんとカセットボンベは完全に使い切って穴をあけずに出してください」とあるが、これが曲者で運搬中に使い切っていないガスが発火する事故があり、今年車両を1台だめになっている。

火災になってしまうと積荷をおろす場所を探すのも容易ではなく、2次災害で市民の方に迷惑をかけるのも怖い。どこか見やすいところに注意書きを移せないか。

また、「使い切って」の表現も、物理的には難しく、また目に見えるわけでもないのではなかろうかと思う。

○ 吉田課長

スプレー缶は、以前は穴を開けてもらっていたが、開ける際の事故の関係で、全国的にそのまま出すやり方が趨勢となってきている。

車両の事故については報告を受けており、十分注意を喚起するような内容で検討させていただきたい。

○ 大川会長

「よくある質問」に盛りこめばよいと思う。減らすページとしては、8ページの雨天時の対応や13ページの下などが候補ではないか。

また、2ページも候補になる。行政職員やわれわれ委員にとってはよいが、ごみの分別方法を一般市民に啓発するという趣旨からは、3ページのごみ出しの基本ルールから入ってもよいのではないかと思う。まったく不要ということではなく、いろいろ検討していただければと思う。

○ 藁谷委員

カレンダーとの組み合わせについても考慮していただければ。

○ 吉田課長

ハンドブックについては、ごみの分け方出し方のバイブルとして常備していただくものとして、毎年度配布するカレンダーとすみわけをさせていただいている。それぞれの利用

目的に合わせてなお改めて精査をさせていただきたい。

○ 石川委員

財源の問題もあるが、ここで費用をかけてもこの先に益があれば、理屈としては通ると思うので効果的なものを作った方がよいと思う。

○ 大川会長

いろいろ意見は出ているが、全体的には、なかなか優れたパンフレットではないか。

○ 藁谷委員

困ったときに開くと網羅されているので大変立派だと思う。

○ 原田委員

別の意見として、11 ページに燃えるごみを減らすポイントがいろいろ載っているが、食用油や古着など、どこに問い合わせたらよいのかももう少し突っ込んで書いた方がよいのではないか。14 ページのパソコンや 15 ページの家電は詳しく書いてあるが、11 ページは一般的な内容にとどまっている。

○ 大川会長

古着や天ぷら油は持っていく場所が決まっている。個別プロジェクトを支援するのは問題があるかもしれないが、その辺を考えながら工夫していただければと思う。

また、生ごみの堆肥化についても、「市では購入費用の一部補助を行っています。」だけでなく、どこに行けば補助がもらえますというのを記載すればよいと思う。

○ 大川会長

資料 2-1 の 5 ページで×がついているのは今回のハンドブックで対応出来ないということだと思うが、どうしてなのか補足説明願いたい。

○ 草野事務主任

意見No.3「漢字にルビをふる」については、ルビを使うとさらに小さい文字になってしまうことから、ひらがなで対応することとしたものである。

○ 大川会長

実質的には×ではなく△になる。

○ 草野事務主任

意見No.15「リサプラ」の名称を「プラスチック製容器包装類」に変更しては」については、14 年度からの分別で名称も浸透していることもあり、従来どおりとしている。

また、意見No.16「容器をどこまできれいにすればよいか写真で紹介」については、写真で紹介するのは難しいと考えている。

○ 大川会長

これは要求する方が無理だと思う。

○ 草野事務主任

意見No.26「硬いプラスチックが燃えるごみになった理由」については、別途パンフレットなどで既に周知しているのでハンドブックに理由まで掲載する必要はないものと考えた。

意見No.28「金属製のふたなどの不燃物を金属類にできないか」については、ふたは資源化できる部分もあるが、裏部分にプラスチックがあり資源化する際に不純物となってしまう

うため、燃えないごみとして取り扱っているところである。

意見No.30「大型ごみは小さくすれば集積所に出せるのか」については、集積所に出せない大きさのものを大型ごみとしているので大型ごみの内容を掲載しておけば足りると判断した。

意見No.34「一般廃棄物の許可業者をのせてはどうか」については、許可業者は多数あり、ページ数や許可業者の変更の問題があり、保存版のハンドブックでは掲載しないこととしたものである。

意見No.35「ペットが亡くなった場合の記載、焼却可能やペット霊園等を探すよう紹介」については、収集件数が少ないことや、ごみとして扱うことの案内がしづらい部分があることから掲載しないこととしたものである。

○ 石川委員

60センチ未満という基準はどこからきたのか質問されたことがある

○ 吉田課長

効率的な収集運搬を行なう観点から定めたものである。また、大型ごみについては破碎処理を行うため、処理能力という観点で別途基準を設けているところである。

○ 石川委員

意見No.34「一般廃棄物の許可業者を乗せてはどうか」については、登録業者は相当な数になるとしても、法人化している協業組合などの紹介はできないのか。

○ 吉田課長

公平という観点から、どこかで線引きして差別化するのは難しいと考えている。市に問い合わせがあれば、廃棄物対策課でリストを持っているので、問い合わせを受けた地区なども加味しながら紹介するなど対応していきたい。

○ 石川委員

山中に捨てることだけではなく、集積所への違法な排出も含めて、不法投棄が心配である。市民に解決策を教える必要があると思う。

○ 吉田課長

一廃産廃の区別はあるが、収集運搬業者を先ほどの観点で紹介していきたい。

○ 大川会長

この意見を出した人はどうして書いたのか。

○ 石川会長

素人ではないと思う。

○ 草野事務主任

環境関連の職員が、問い合わせの多い内容としてあげたものである。

○ 原田委員

「分別区分さくいん」の部分だが、ページの上に辞書のような見出しがあるともっとよいのでは。

○ 大川会長

これも検討していただければと思う。話は尽きないがそろそろ区切りをつけたい。他に何かあれば事務局に個別に言っていただくということによろしいか。

○ 全員

異議なし。

### (3) その他

リサイクル係高木事務主任から資料 3「いわき市におけるレジ袋削減に向けた取り組みに関する協定について」について、説明があった後、質疑応答となった。

#### ○ 石川委員

家庭から排出されるごみの重量の約 2 割、容積で約 6 割とあるが、こんなにあるのか。

#### ○ 吉田課長

環境省の説明で概ねこのようになっている。これはレジ袋だけではなくあくまで容器包装全体としての割合である。

#### ○ 和田委員

ここでもリサイクルできるものがたくさんごみに入っていることが伺える。行政区でもリサイクルに対する啓発をもっとやらなければならないと思う。みんなで協力しあわないと。

#### ○ 大川会長

レジ袋が無料でなくなるとするといくらになるのか。

#### ○ 高木事務主任

今回協定に参加する 4 社においては、3 円と 5 円になっている。

#### ○ 大川会長

会社によって違うのか。

#### ○ 鈴木（司）委員

マルトでは 3 円にさせていただいた。

#### ○ 大川会長

この前、東京のサティで買い物をしたが、レジ袋を断ったら 5 ポイントついた。1 ポイントは何円になるのか。

#### ○ 鈴木（司）委員

各社異なるが、だいたい 100 円ごとに 1 ポイントがつき、1 ポイントが 1 円になる仕組みになっている。

#### ○ 大川会長

レジ袋を断ったときにポイントをつけるのは今後も続けるのか。

#### ○ 鈴木（司）委員

今のところやっているが、無料配布を中止するため将来的には難しいと考えている。

#### ○ 大川会長

このあたりになると、政策ではなく市場原理の話になる。行政としては無料配布の中止と参加事業者を増やしていくことまでを決めたということである。

#### ○ 吉田課長

その他の 2 つ目として、古紙の抜き取りについて現在の状況を説明したい。平成 16 年度にも多少あった事例だが、今年度に入り県外の事業者が市内に営業所を設け、古紙回収組合が回収を始める 8 時半前に集積所にある古紙を抜き取るという事態が多く発生している。警察とも協議しているが、占有権や所有権の関係で刑事罰の適用が難しい状況にある。

これまで、古紙回収組合が回収するために出しているものであることを明記したシートを行政区の名前で集積所に貼り付けるなどの対策を取っているが、その後の状況も踏まえ、抜き取りが横行するようであれば、弁護士や警察などと相談しながら抜本的な対応策を検討していきたいと考えている。

○ **大川会長**

家の敷地内であれば放棄していないから所有物であり、集積所に持っていくと捨てたことになるから刑事罰にならないということだったと思うが。

○ **吉田課長**

敷地内から持ち去った場合は不法侵入や窃盗罪が適用される。古紙を戸別に回収するという対策も考えられるが、現実的な対応としては難しい面があり、逆にエリアを広げて地区にある集会所の敷地内に場所を指定することなども検討していきたい。

○ **石川委員**

その団体はNPOで、道路の清掃と安全を図る活動をするということを標榜する団体だと聞いている。

○ **吉田課長**

道路上にごみが置いてあれば通行の邪魔になるので持っていくという理屈だが、実際には回収箱の中から持ち去る事例もある。回収箱は地区の財産であり管理権もあるので警察などとも相談し、対応を整理していきたい。なお、当該業者は内閣府認証のNPOであるが、内閣府に照会したところ、認証取消の規定には該当しないとのことであった。

○ **大川会長**

他になければ、本日の審議会はこれまでとしたい。